

栃木労働局「今月(3月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ  
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の  
公式SNS ↓



## ① 令和6年度から労災保険率に変更されます！

令和6年度の労災保険率、特別加入保険料率及び労務費率は、以下のとおり変更されます。

○**労災保険率**：業種平均で**0.1/1000**引下げます（4.5/1000→4.4/1000）。

全54業種中、**引下げは17業種、引上げは3業種**。

○**特別加入保険料率**：一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定します。全25区分中、**引下げは5区分**。

○**労務費率**：請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）を改定します。**引下げは2業種**。

各業種の保険率  
など詳細はこちら



## ② 36協定の様式が一部変更となります

○建設業、自動車運転の業務を含む場合、医業に従事する医師を含む場合の36協定の様式が変更（協定の有効期間が令和6年4月1日以降）となりました。



## ③ 裁量労働制の改正について

○裁量労働制については、令和6年4月1日から改正省令及び告示が施行・適用されます。既に協定を締結している場合は、改めて協定をし直す必要がありますのでご留意願います。



## ④ 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署 ③



## ⑤ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

○障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		<b>37.5人以上</b>

令和7年4月1日から除外率が、  
各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。



## ⑥ 栃木県内で労働災害が急増中！労働災害防止対策の徹底をお願いします。

栃木県内での労働災害が急増（+9%増）しています。特に、転倒災害が労働災害全体の22%（545件）を占め、このうち2名の方がお亡くなりになっています。

引き続き、労働災害の大きな要因となる「あぶない行動」を防止するため、「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じ「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。

「Aない声かけ運動！プラス」



## ⑦ 家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

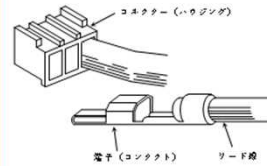
家内労働法第26条、同法施行規則第23条により、家内労働者（内職者）へ業務を委託した場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに労働基準監督署を経由して栃木労働局に「委託状況届」を提出することが定められております。

詳しくは、**栃木労働局労働基準部賃金室**（電話：028-634-9109）、または**最寄りの労働基準監督署**にお問い合わせください。

## ⑧ 最低工賃(電気機械器具製造業)の改正について 令和6年4月20日発効

○栃木県電気機械器具製造業の最低工賃について、下記表における金額に改正発効されます。なお、栃木県電気機械器具製造業の最低工賃は、栃木県内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者に適用されます。詳細は、上記賃金室までお問合せください。

電気機械器具製造業の業務工程解説図



品目	工程	規格	金額
コネクター	差し（電線の端末に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭 (改正前 46銭)

## ⑨ 賃金引上げ支援策について

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

**\*業務改善助成金**:中小企業・小規模事業者が、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。（※賃金引上げ計画を立てて申請いただく方に限り、申請期限を令和6年3月31日まで延長しております。詳細は専用ページをご覧ください。）

賃金引上げ特設ページはこちら



業務改善助成金についてはこちら



[問合せ]業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440

栃木働き方改革推進支援センター TEL0800-800-8100

## ⑩ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」をご活用下さい

○短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、手取り収入を減らさないよう労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。



パートタイム・有期雇用労働法 キャラクター「ハゆゆう」ちゃん



## ⑪ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○**人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

**令和4年12月助成率が引き上げとなりました。**

○**事業展開等リスクリング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

[問合せ] 栃木労働局助成金事務センター TEL: 028-614-2263

